

障害者差別解消法について

11 月 6 日 (月) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分

障害者差別解消法で、障がいのある人への合理的配慮などが求められています。

一般の事業所などでは、障がいを理由に「不当な差別的取扱い」をしてはいけない、「必要かつ合理的な配慮」をするように努力しなければならないなどまっています。

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」とは？ 障がい者に対する「必要かつ合理的な配慮」とは？

社会的障壁や必要な措置とはなにか？ 実際にどのような対応が必要なのか？

「障害者差別解消法」への対応はもとより、すべての利用者に快適に利用いただけるサービスや事業所のあり方を考えます。

【講師】大阪府立大学大学院 准教授 **三田 優子**

参加無料

- ◇会場 大阪市社会福祉研修・情報センター 5階 大会議室
- ◇対象者 大阪市内の福祉関係施設・事業所に勤務する職員
- ◇募集人数 100人 (申込多数の場合は抽選)
- ◇申込方法 FAXまたはホームページからお申し込みください
- ◇申込締切 10月6日(金) [ウェルおおさか](#) [Q 検索](#)
- ◇受講決定 10月中旬に事業所あて発送します
通知が届かない場合は10月30日までにお問い合わせください



◇主催・申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 大阪市西成区出城 2-5-20

TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272

(交通のご案内) ●市バス「長橋2丁目」バス停すぐ

●JR環状線・大和路線「今宮」駅(西出口)から徒歩10分

●地下鉄四つ橋線「花園町」駅(2号出口)から徒歩15分

FAX 06-4392-8272 <障がい福祉関係研修 基礎研修 「障がい者差別解消法について」 申込書>

事業所名				
種別	右の番号	①高齢者福祉関係	②障がい者福祉関係	③保育・児童福祉関係
		④生活保護施設	⑤その他 ()	
事業所連絡先	〒	住所	FAX	
	電話			
	参加希望者 (ふりがなも必ずご記入ください)	福祉業務 経験年数	年齢	職種番号
	ふりがな	年	歳	右の番号
				①相談職・支援職 ②介護支援専門員 ③介護職 ④保育士
	ふりがな	年	歳	右の番号
				⑤保健師・看護師 ⑥事務職・管理職 ⑦その他 ()
備考欄	車いす使用の方、手話通訳、拡大文字資料が必要な方は、その旨をご記入ください。			